

## 市町村における母子保健事業の効率的実施に関する研究

主任研究者 高野 陽

### 全体総括

平成9年度の改正母子保健法の実施にむけて、全国各地においては、それに伴う諸準備が懸命に行なわれている現状にある。特に、健康診査等の基本的母子保健サービスが市町村が主体性をもって実施することになった。それにあたって、本研究班においては少しでも有効な手立てを市町村が見出せることを念頭において、研究3年次を迎えた。過去2年間の研究においては、市町村や保健所の持つ問題点の抽出及びその整理とそれに関する対応策の方向性について検討を行なってきた。本年度は最終年次でもあることから、市町村において、実際に活用可能な対策の確立に向けての研究を実施した。

本研究班の構成は、昨年と同様に、以下の4課題に相当すべく分担研究を行なった。すなわち、

- (1) 保健所における母子保健活動のあり方に関する研究〔笹井康典分担研究者〕
- (2) 保健婦の保健指導のあり方に関する研究〔湯沢布矢子分担研究者〕
- (3) 市町村における母子保健の効率的実施に関する研究〔高野 陽分担研究者〕
- (4) 母子保健における助産婦のあり方に関する研究〔加藤尚美分担研究者〕

の4班において研究を実施した。

また、昨年度の全体報告会の評価にもあったごとく、平成9年4月からの実施に少しでも参考になることを祈念して、平成8年末にある程度の方向性が提示できるようにと、各班員努力したつもりであり、平成8年12月21日に高野分担研究班を中心に、他の分担研究者等の参加も頂き、出来るだけ完成品に近い「中間報告」を持ち寄った研究班会会議を開催した。

### 各分担研究班の研究の概要報告

#### 1. 保健所における母子保健活動のあり方に関する研究

本分担研究班のリサーチクエスションは、

「基本的な母子保健サービスが市町村に移譲されるのに伴い、今後保健所はどのような母子保健活動を展開すべきか」で、これに従って研究が実施された。

今回の改正にあたって、保健所は母子保健活動が出来なくなったというように思っている保健従事者もいるということを知る。母子保健法が改正されても保健所の役割は重要な

ものであることには違いなく、保健所が母子保健サービスをしてはいけないとは示されていない。むしろ、市町村とも如何なる関係を以って実践していくのかが非常に重要なことである。特に、今年度は地域母子保健活動の戦略的拠点としての保健所の役割について、地域の特性に応じた役割を追及し、さらに母子保健計画策定における保健所の役割について研究を実施している。

## 2. 保健婦の保健指導のあり方に関する研究

この分担研究班は、5年間に及ぶ研究が行なわれおり、市町村母子保健事業の効率的展開における保健婦の位置づけ、役割の検討を行なってきた。この分担研究班においては、次のリサーチクエスチョンが与えられた。すなわち、(1)「どのような事例に保健婦の訪問が有効か」、(2)「母子保健に関する保健婦の教育はいかにあるべきか」、(3)「基本的な母子保健サービスが市町村に移譲されるに伴い、市町村保健婦と保健所保健婦はどのようにして連携を図るべきか」であり、それぞれ研究協力者のもとで研究が実施されてきた。

それぞれのリサーチクエスチョンに従って、3群に区分されて研究が実施されている。すなわち、訪問指導のあり方に関する研究、母子保健における保健婦教育のあり方及び地域における母子保健活動の連携体制に関する研究である。それぞれにおいて、最終年次に相応する研究成果が示されていると思う。

## 3. 市町村における母子保健事業の効率的実施に関する研究

今回の母子保健法改正において、多くの市町村自体やそこに勤務する公衆衛生従事者、地域の母子保健関係者の最も高い関心を示している課題であり、その成果が最も頼りにされているといえる。それ故、出来るだけ早い時期に研究をまとめるように心掛けた。

昨年度に比べてリサーチクエスチョンが一つ減少し、3題になった。当方としては、最も力を入れて検討していた課題であったが、当初から減らされた課題を含む内容を研究のなかに導入していた関係上、3年次目の研究の実施に大きな支障は生じていない。そのリサーチクエスチョンは(1)保健所から市町村に母子保健事業を円滑に移譲していく方法は如何なる方法か、(2)市町村で母子保健事業を行なうに際して、最も効果的な人員配置はどのようなものか、(3)保健、医療、福祉の連携はいかにあるべきか、である。

今年度は、乳幼児期の健康診査事業を中心に、その実施時の問題に焦点をおいて研究を進め、以前からの計画通り、事業の方法の確認ができる最終年に人員配置の検討を行なった。さらに、昨年度のリサーチクエスチョンの「専門職未配置における保健事業の実施体

制」は重要な課題であり、今年度にも持ち越し、保健所から市町村への移譲の方法として研究を実施した。

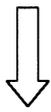
#### 4. 母子保健における助産婦のあり方に関する研究

昨年度の3題のリサーチクエスチョンに「潜在助産婦の調査（潜在助産婦活用に関する研究）」が加わり、（1）産後ケア、妊産婦ヘルパー派遣のニーズはあるか、（2）病院で働く助産婦は、退院後の産婦に対して何らかの支援ができないか、（3）市町村で母子保健業務を行なうに際して、助産婦に対して住民は何を期待しているか、の4題をリサーチクエスチョンとして行なうこととなった。

助産婦は、単に助産業務だけでなく、広く母子保健の中心的人材として十分な機能を有しており、地域における母子保健指導における中心的体制において、大きな役割があると考えられ、助産婦の数的確保とともに活動の場の確保も必要であることを強調している。



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用 論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



平成 8 年度心身障害研究

「市町村における母子保健事業の効率的実施に関する研究」

市町村における母子保健事業の効率的実施に関する研究

主任研究者 高野 陽

全体総括

平成 9 年度の改正母子保健法の実施にむけて、全国各地においては、それに伴う諸準備が懸命に行なわれている現状にある。特に、健康診査等の基本的母子保健サービスが市町村が主体性をもって実施することになった。それにあたって、本研究班においては少しでも有効な手立てを市町村が見出せることを念頭において、研究 3 年次を迎えた。過去 2 年間の研究においては、市町村や保健所の持つ問題点の抽出及びその整理とそれに関する対応策の方向性について検討を行ってきた。本年度は最終年次でもあることから、市町村において、実際に活用可能な対策の確立に向けての研究を実施した。

本研究班の構成は、昨年と同様に、以下の 4 課題に相当すべく分担研究を行なった。すなわち、

- (1) 保健所における母子保健活動のあり方に関する研究[笹井康典分担研究者]
- (2) 保健婦の保健指導のあり方に関する研究[湯沢布矢子分担研究者]
- (3) 市町村における母子保健の効率的実施に関する研究[高野 陽分担研究者]
- (4) 母子保健における助産婦のあり方に関する研究[加藤尚美分担研究者]

の 4 班において研究を実施した。

また、昨年度の全体報告会の評価にもあったごとく、平成 9 年 4 月からの実施に少しでも参考になることを祈念して、平成 8 年末にある程度の方向性が提示できるようにと、各班員努力したつもりであり、平成 8 年 12 月 21 日に高野分担研究班を中心に、他の分担研究者等の参加も頂き、出来るだけ完成品に近い「中間報告」を持ち寄った研究班会会議を開催した。

各分担研究班の研究の概要報告

### 1. 保健所における母子保健活動のあり方に関する研究

本分担研究班のリサーチクエスチョンは、

「基本的な母子保健サービスが市町村に移譲されるのに伴い、今後保健所はどのような母子保健活動を展開すべきか」で、これに従って研究が実施された。

今回の改正にあたって、保健所は母子保健活動が出来なくなったというように思っている保健従事者もいるということを知る。母子保健法が改正されても保健所の役割は重要なものであることには違いなく、保健所が母子保健サービスをしてはいけないとは示されない。むしろ、市町村とも如何なる関係を以って実践していくのが非常に重要なことで

ある。特に、今年度は地域母子保健活動の戦略的拠点としての保健所の役割について、地域の特性に応じた役割を追及し、さらに母子保健計画策定における保健所の役割について研究を実施している。

## 2. 保健婦の保健指導のあり方に関する研究

この分担研究班は、5年間に及ぶ研究が行なわれおり、市町村母子保健事業の効率的展開における保健婦の位置づけ、役割の検討を行ってきた。この分担研究班においては、次のリサーチクエスチョンが与えられた。すなわち、(1)「どのような事例に保健婦の訪問が有効か」、(2)「母子保健に関する保健婦の教育はいかにあるべきか」、(3)「基本的な母子保健サービスが市町村に移譲されるに伴い、市町村保健婦と保健所保健婦はどのようにして連携を図るべきか」であり、それぞれ研究協力者のもとで研究が実施されてきた。

それぞれのリサーチクエスチョンに従って、3群に区分されて研究が実施されている。すなわち、訪問指導のあり方に関する研究、母子保健における保健婦教育のあり方及び域における母子保健活動の連携体制に関する研究である。それぞれにおいて、最終年次相応する研究成果が示されていると思う。

## 3. 市町村における母子保健事業の効率的実施に関する研究

今回の母子保健法改正において、多くの市町村自体やそこに勤務する公衆衛生従事者、地域の母子保健関係者の最も高い関心を示している課題であり、その成果が最も頼りにされているといえる。それ故、出来るだけ早い時期に研究をまとめるように心掛けた。

昨年度に比べてリサーチクエスチョンが一つ減少し、3題になった。当方としては、最も力を入れて検討していた課題であったが、当初から減らされた課題を含む内容を研究のなかに導入していた関係上、3年次目の研究の実施に大きな支障は生じていない。そのリサーチクエスチョンは(1)保健所から市町村に母子保健事業を円滑に移譲していく方法は如何なる方法か、(2)市町村で母子保健事業を行なうに際して、最も効果的な人員配置はどのようなものか、(3)保健、医療、福祉の連携はいかにあるべきか、である。今年度は、乳幼児期の健康診査事業を中心に、その実施時の問題に焦点をおいて研究を進め、以前からの計画通り、事業の方法の確認ができる最終年に人員配置の検討を行なった。さらに、昨年度のリサーチクエスチョンの「専門職未配置における保健事業の実施体制」は重要な課題であり、今年度にも持ち越し、保健所から市町村への移譲の方法として研究を実施した。

## 4. 母子保健における助産婦のあり方に関する研究

昨年度の3題のリサーチクエスチョンに「潜在助産婦の調査(潜在助産婦活用に関する研究)」が加わり、(1)産後ケア、妊産婦ヘルパー派遣のニーズはあるか、(2)病院で働く助産婦は、退院後の産婦に対して何らかの支援ができないか、(3)市町村で母子保健業務を行なうに際して、助産婦に対して住民は何を期待しているか、の4題をリサーチクエスチョンとして行なうこととなった。

助産婦は、単に助産業務だけでなく、広く母子保健の中心的人材として十分な機能を有しており、地域における母子保健指導における中心的体制において、大きな役割があると考えられ、助産婦の数的確保とともに活動の場の確保も必要であることを強調している。